

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署等:水道部業務課 No.002

処 分 名	水道事業の用に供する行政財産の目的外使用料の還付
処 分 の 概 要	既納の使用料は、還付しません。ただし、基準の要件に該当した場合、行政財産の使用の許可を受けた人に対して、使用料の全部又は一部を還付することができます。
根拠条例等・条項	春日部市水道事業の用に供する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する規程（平成17年10月1日企業管理規程第11号）第10条
審 査 基 準	先例がないものであって、規程の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。
標準処理期間	10日
設定年月日	平成27年4月1日
申請時期	随時
申請方法	水道部事務所1階業務課窓口への提出
備 考	

■春日部市水道事業の用に供する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する規程

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 公用又は公共用に供するため水道事業用行政財産の使用の許可を取り消した場合。
- (2) 使用者の責めに帰することのできない理由により、水道事業用行政財産を使用することができない場合。

根拠条例及び
関係例規等の抜粋